第１０章　防災関係（福祉関連）

1 要援護世帯除雪費助成事業(昭和 54 年 4 月から)

要援護世帯（高齢者世帯、障害者世帯、母子・父子世帯等）の家屋の屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所（下ろした屋根雪、車庫、納屋など）における必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成しています。

年度	助成世帯数			助成額			助成内容
	合計（世帯）	内訳		合計（千円）	内訳		
R3	2,118	高齢者世帯	1,963	68,143	高齢者世帯	64,819	(1) 市が指定する多雪区域 65,600 円 (2) (1)以外の区域 41,000 円
		障害者世帯	93		障害者世帯	2,964	
		母子世帯	16		母子世帯	360	
		その他世帯	46	1,513	その他世帯	1,513	
R4	2,003	高齢者世帯	1,851	49,371	高齢者世帯	46,694	
		障害者世帯	91		障害者世帯	2,329	
		母子世帯	19		母子世帯	348	
		その他世帯	42	1,260	その他世帯	1,260	
R5	1,644	高齢者世帯	1,519	41,876	高齢者世帯	39,435	全市一律 72,100 円
		障害者世帯	73		障害者世帯	2,011	
		母子世帯	24		母子世帯	430	
		その他世帯	28	756	その他世帯	756	
R6	2,800	高齢者世帯	2,587	118,932	高齢者世帯	111,376	
		障害者世帯	141		障害者世帯	5,881	
		母子世帯	44		母子世帯	1,675	
		その他世帯	28	1,082	その他世帯	1,082	
R7	3,296	高齢者世帯	3,028	149,466	高齢者世帯	137,915	
		障害者世帯	195		障害者世帯	8,493	
		母子世帯	41		母子世帯	1,546	
		その他世帯	32		その他世帯	1,512	

＊災害救助法の適用分を除く

・対象者

区分		内　容
高齢者世帯	高齢者世帯	・65 歳以上のみの世帯 ・60 歳以上のみの世帯で、世帯員に寝たきりの人がいる世帯 ・65 歳以上の高齢者または　60 歳以上の寝たきりの人と児童のみの世帯
	ひとり暮らし高齢者世帯	・65 歳以上または 60 歳以上の寝たきりの人の単身世帯
障害者世帯		・身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人と 60 歳以上の人のみの世帯 ・身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人と児童のみの世帯 ・身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人のみの世帯
母子・父子世帯	母子・父子世帯	・配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯
	準母子・　準父子世帯	・配偶者のいない女性若しくは男性と児童及び 65 歳以上の高齢者のみの世帯
その他の世帯		・知的に障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

〔参考〕

災害救助法等適用分

年度	承認世帯数（世帯）	実施世帯数（世帯）	委託金額（千円）	制度内容
H23	4,505	3,500	334,481	災害救助法の適用期間(中郷区):平成 24 年 1 月 14 日～23 日 災害救助法の適用期間(全市):平成 24 年 1 月 28 日～2 月 26 日 限度額:134,200 円/世帯
H24	376	334	19,313	新潟県災害救助条例の適用期間 (大島区):平成 25 年 2 月 22 日～23 日 (牧　区):平成 25 年 2 月 22 日～3 月 3 日 災害救助法の適用期間 (安塚区):平成 25 年 2 月 22 日～3 月 3 日 (大島区):平成 25 年 2 月 24 日～3 月 3 日 限度額:133,900 円/世帯
H26	384	321	20,124	新潟県災害救助条例の適用期間(安塚区、大島区、牧区): 平成 27 年 2 月 10 日～19 日 限度額:133,900 円/世帯
R2	6,886	3,579	269,118	災害救助法の適用期間(全市):令和 3 年 1 月 10 日～31 日 限度額:137,900 円/世帯
R3	7,129	491	37,759	新潟県災害救助条例の適用期間 (中郷区):令和 4 年 2 月 22 日～3 月 3 日 (牧区、板倉区):令和 4 年 2 月 23 日～3 月 4 日 (安塚区、大島区、清里区):令和 4 年 2 月 24 日～3 月 5 日 限度額:137,900 円/世帯
R6	8,063	529	51,225	災害救助法の適用期間 (安塚区、大島区、牧区):令和 7 年 2 月 10 日～3 月 6 日 (吉川区、清里区):令和 7 年 2 月 11 日～3 月 6 日 (浦川原区):令和 7 年 2 月 24 日～3 月 6 日 限度額:140,000 円/世帯
R7	7,304	76	7,319	災害救助法の適用期間 (大島区):令和 8 年 2 月 4 日～2 月 13 日 限度額:143,900 円/世帯

2　福祉避難所

災害時において、一般の避難所では、避難生活に支障をきたす障害のある人や高齢者など（福祉避難所避難対象者）が、安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の指定に向けた協議を行い、平成 29 年 1 月に市内の 39 法人の協力を得て「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、令和 8 年 4 月 1 日現在 93 施設の福祉避難所を指定しています。あわせて、個別避難計画を作成し、福祉避難所避難対象者が直接、福祉避難所へ避難できる体制を整備しています。

(1) 福祉避難所避難対象者 337 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）

・身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持する人のうち、障害支援区分 5・6 に該当する人、障害特性により指定避難所で生活を送ることが困難な人（多動や自閉症等の障害のある人など） 190 人

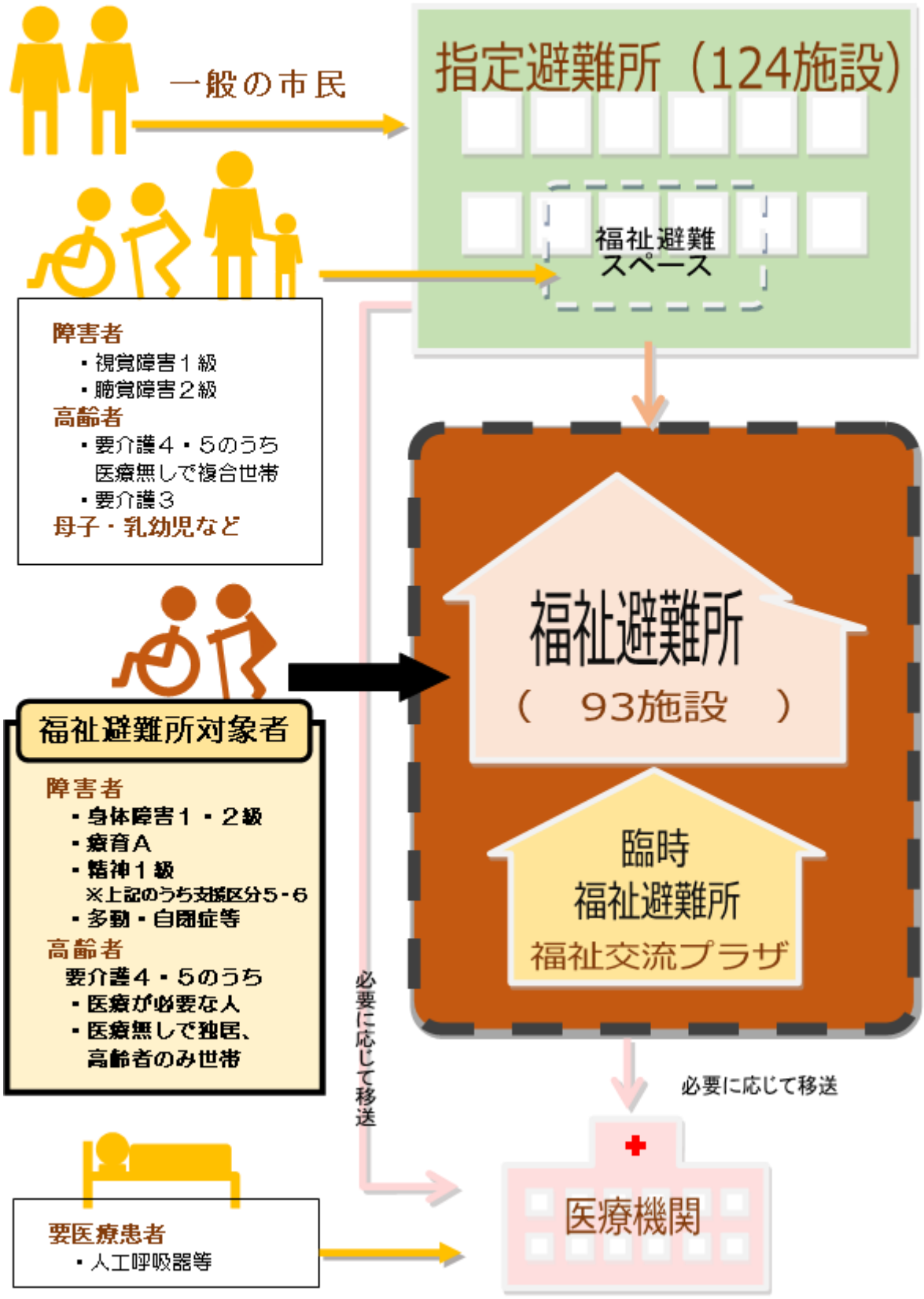
・要介護 4・5 の人のうち、医療が必要な人及び独居・高齢者のみ世帯の人 147 人

(2) 福祉避難所の開設基準

・市内で震度 5 弱以上を観測した場合　…　開設

・震度 4 以下の地震やその他の災害の場合　…　状況により開設

＜避難のイメージ＞


一般の市民
指定避難所（124施設）
福祉避難
スペース
障害者
・視覚障害１級
・聴覚障害２級
高齢者
・要介護４・５のうち
医療無しで複合世帯
・要介護３
母子・乳幼児など
福祉避難所
（　93施設　）
臨時
福祉避難所
福祉交流プラザ
福祉避難所対象者
障害者
・身体障害１・２級
・療育Ａ
・精神１級
※上記のうち支援区分５-６
・多動・自閉症等
高齢者
要介護４・５のうち
・医療が必要な人
・医療無しで独居、
高齢者のみ世帯
必要に応じて移送
必要に応じて移送
医療機関
要医療患者
・人工呼吸器等